

手のひら認証全自動貸金庫規定

1. (本人の確認)

手のひら認証全自動貸金庫（以下「貸金庫」といいます）は、契約者（以下「本人」といいます）の手のひらの静脈パターンの情報（以下「生体情報」といいます）、第2ゲート用暗証番号（以下「暗証番号」といいます）および鍵により、本人の確認を行います。

2. (生体情報、暗証番号の登録)

- (1) 貸金庫の申込みの際は、当社所定の装置および方法によって、生体情報、暗証番号を登録します。
- (2) 当社は登録された生体情報、暗証番号について、貸金庫利用の際に、本人と登録内容の一致を確認する目的にのみ使用します。
- (3) 貸金庫が解約された場合、当社所定の装置に登録されている、生体情報、暗証番号を所定の方法により抹消いたします。

3. (生体情報の確認等)

貸金庫を利用される際には、本人の生体情報と登録されている生体情報（登録されている本人の生体情報を、以下「生体登録情報」といいます）の一致を確認させていただきます。生体情報の登録時ならびに貸金庫利用時は、当社所定の方法によって行ってください。

4. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

5. 利用目的の確認

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、本人は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第4条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の社員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

6. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月または9月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

7. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当社所定の料率により6ヵ月分を前払いするものとし、毎年4月および10月の当社所定の日に、本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料についても、月割計算により契約日の翌月にご指定の口座から払出し充当します。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

8. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は本人が保管し、副鍵は当社立会のうえ本人が届出の印章により封印し、当社が保管します。

9. (貸金庫の開閉等)

- (1) 本人が第1ゲートで当社所定の装置に貸金庫番号を入力の上、手のひらをかざしてください。当社所定の装置により識別された生体情報と生体登録情報の一致が確認できた場合に、第1ゲートを開錠いたします。
- (2) 本人が第2ゲートで当社所定の装置に貸金庫番号と暗証番号を入力し、入力された暗証番号と登録された暗証番号の一致が確認できた場合に、第2ゲートを開錠いたしますので、貸金庫利用室へ入室のうえ、正鍵を使用して貸金庫箱を開錠してください。なお、利用終了後は必ず貸金庫箱の施錠を確認してください。
- (3) 本人の身体的理由により、第1ゲートで当社所定の装置による生体情報と生体登録情報の一致が確認できない場合、貸金庫開扉票に氏名を記入の上、届出の印章を押納し当社の窓口へ提出してください。その後、貸金庫開扉票に押納された印影と、届出の印章の一致を確認し、所定の手続により本人と確認できた場合に、当社所定の方法により第1ゲートを開錠いたします。
- (4) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、この規定を適用いたしますので、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出てください。また、代理人の生体情報を登録させていただきますので、本人と一緒に当社の窓口までお越しください。
- (5) 格納品の出し入れは、貸金庫利用室で行ってください。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 届出の印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

12. (貸金庫故障時の取扱い)

停電、故障等により生体情報による貸金庫開閉ができないときは、貸金庫開扉票に氏名および貸金庫番号を記入の上、届出の暗証番号を記入または届出の印鑑を押納し、店舗営業時間内に当店の窓口へ提出してください。店舗営業時間外には、暗証および印鑑の確認ができないため、お取扱いできません。

13. (暗証番号照合、印鑑照合等)

- (1) 当社の操作機により生体情報を確認し、開扉の為の操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、開扉その他の取扱いをしましたうへは、生体情報または暗証番号につき、事故があってもその為が生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、貸

金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証番号または印章と、届出の暗証番号または届出の印章との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。

- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 前(1)、(2)において使用される正鍵について、当社は確認する義務を負いません。

1 4. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当社の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当社は責任を負いません。
- (3) 本人もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

1 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第16条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの貸金庫使用申込をおことわりするものとします。

1 6. (解約等)

- (1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第11条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。第6条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 本人が使用料を支払わないとき
 - ② 本人について相続の開始があったとき
 - ③ 本人もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 本人または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 本人名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本人名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第5条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの貸金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。
 - ① 本人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第7条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当社はこの不足額を明渡しの日第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当社は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は本人の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他本人が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求がありしだい支払ってください。

17. (貸金庫の修繕・移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当社が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

18. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当社は責任を負いません。

19. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

20. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について本人と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

21. (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に

は、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以上